

貸 渡 約 款

2024年10月1日改定

第1章 総 則

第1条 (約款の適用) 本約は、この約款及び別添付の約款の細則（以下「約款」といいます。）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸渡するものと、借受人は約款等を前記の承諾した上で、本約を締結するものとします。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に係る部分を除き、遵守せしめ、遵守せざるも、本約は、約款等の趣旨、公平、信義の原則に基づき、行政法規並びに公序良俗に反しない範囲で特約に優先することがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込み) レンタカーを借りるに当たって、この約款及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法により、予め、車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者及びチャイルドシート等の貸渡の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。ただし、借受人は、前項の予約の申込みをしたときは、原則として、当社の保有するレンタカー第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を行う場合（同項の規定による代理貸渡を受けた車両を代車として貸渡する場合を含む）を含めた範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特認の場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更) 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消) 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。ただし、借受人は、別に定める方法により、予約開始時刻を1時間以上超過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きが着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

2 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を当社に支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

3 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。

4 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

5 レンタカーを返すに当たって、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

6 レンタカーを返すに当たって、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

7 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

8 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

9 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

10 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

11 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

12 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

13 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

14 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

15 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

16 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

17 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

18 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

19 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

20 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第3章 貸 渡 し

第8条 (貸渡契約の締結) 借受人は、前条第1項に定める借受条件を明示し、当社は、この約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合、借受人若しくは運転者が前条第1項若しくは前条第2項に定める借受条件のうち、貸渡されなかった条件以外の借受条件で同等クラスのレンタカーを貸渡するものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約料金を超える場合は、借受人は、前項の貸渡料金を支払うものとします。予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

2 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

3 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

4 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

5 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

6 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

7 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

8 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

9 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

10 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

11 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

12 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

13 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

14 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

15 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

16 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

17 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

18 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

19 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

20 借受人は、前項の借受人は、別に定められた方法により、予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第4章 使 用

第15条 (管理責任など) 借受人又は運転者は、レンタカーの使用に、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。借受人又は運転者はその利用料金を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。

2 借受人又は運転者は使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。

3 借受人又は運転者は使用中に有料サービスを利用する者から、利用料金を未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとします。

第16条 (日常点検整備) 借受人は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (電気自動車) 借受人は、レンタカーが電気自動車の場合は、当該電気自動車（以下「電気自動車」といいます。）及び電気自動車の充電器（以下「充電器」といいます。）の利用に関して、別途当社が定めるマニュアル及び以下の各号の事項を遵守するものとします。

(1) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(2) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(3) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(4) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(5) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(6) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(7) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(8) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(9) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(10) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(11) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(12) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(13) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(14) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(15) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(16) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(17) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(18) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(19) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(20) 電気自動車の充電器の取扱いは、電気自動車又は充電器を破損、紛失、汚損した場合は、修復に要する費用を借受人が負担すること。

(裏面につづく)

第5章 返還

- 第20条 (返還責任)
第21条 (返還場所)
第22条 (借受期間変更時の貸渡料)
第23条 (返還場所)
第24条 (返還場所)
第25条 (故障発見時の措置)
第26条 (故障発生時の措置)
第27条 (盗難発生時の措置)
第28条 (使用中の故障)
第29条 (賠償及び営業補償)
第30条 (賠償及び補償)
第31条 (貸渡料の解除)
第32条 (中途解約)
第33条 (個人情報の利用目的)
第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
第35条 (代貸貸渡)
第36条 (GPS機能)
第37条 (ドライブレコーダー)
第38条 (相殺)
第39条 (消費税)
第40条 (返還損害金)
第41条 (準拠法)
第42条 (細則)
第43条 (重要事項の提供)
第44条 (約款等の提示)
第45条 (約款の変更)
第46条 (争議の解決)

第6章 故障、事故、盗難時の措置

- 第25条 (故障発見時の措置)
第26条 (故障発生時の措置)
第27条 (盗難発生時の措置)
第28条 (使用中の故障)
第29条 (賠償及び営業補償)
第30条 (賠償及び補償)
第31条 (貸渡料の解除)
第32条 (中途解約)
第33条 (個人情報の利用目的)
第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
第35条 (代貸貸渡)
第36条 (GPS機能)
第37条 (ドライブレコーダー)
第38条 (相殺)
第39条 (消費税)
第40条 (返還損害金)
第41条 (準拠法)
第42条 (細則)
第43条 (重要事項の提供)
第44条 (約款等の提示)
第45条 (約款の変更)
第46条 (争議の解決)

第7章 賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び営業補償)
第30条 (賠償及び補償)
第31条 (貸渡料の解除)
第32条 (中途解約)
第33条 (個人情報の利用目的)
第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
第35条 (代貸貸渡)
第36条 (GPS機能)
第37条 (ドライブレコーダー)
第38条 (相殺)
第39条 (消費税)
第40条 (返還損害金)
第41条 (準拠法)
第42条 (細則)
第43条 (重要事項の提供)
第44条 (約款等の提示)
第45条 (約款の変更)
第46条 (争議の解決)

第8章 貸渡料の解除

- 第31条 (貸渡料の解除)
第32条 (中途解約)
第33条 (個人情報の利用目的)
第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
第35条 (代貸貸渡)
第36条 (GPS機能)
第37条 (ドライブレコーダー)
第38条 (相殺)
第39条 (消費税)
第40条 (返還損害金)
第41条 (準拠法)
第42条 (細則)
第43条 (重要事項の提供)
第44条 (約款等の提示)
第45条 (約款の変更)
第46条 (争議の解決)

第9章 個人情報

- 第33条 (個人情報の利用目的)
第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
第35条 (代貸貸渡)
第36条 (GPS機能)
第37条 (ドライブレコーダー)
第38条 (相殺)
第39条 (消費税)
第40条 (返還損害金)
第41条 (準拠法)
第42条 (細則)
第43条 (重要事項の提供)
第44条 (約款等の提示)
第45条 (約款の変更)
第46条 (争議の解決)

第10章 雑則

- 第35条 (代貸貸渡)
第36条 (GPS機能)
第37条 (ドライブレコーダー)
第38条 (相殺)
第39条 (消費税)
第40条 (返還損害金)
第41条 (準拠法)
第42条 (細則)
第43条 (重要事項の提供)
第44条 (約款等の提示)
第45条 (約款の変更)
第46条 (争議の解決)

附則

本約款は、2024年10月1日から施行します。

